

# 第一種フロン類充填回収業登録申請書作成の手引き

平成 27 年 4 月

(令和 2 年 4 月改定)

(令和 3 年 1 月改定)

富山県生活環境文化部環境政策課

## 目 次

	頁
1 第一種フロン類充填回収業の登録申請	1
(1) 第一種フロン類充填回収業の登録申請書	1
(2) 添付書類	2
① 本人を確認できる書類	
② フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類	
③ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	
④ 申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類	
⑤ フロン類の回収に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類	
⑥ フロン類の充填に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類	
2 登録申請後の手続き等	4
(1) 県知事から申請者への通知	4
(2) 登録の更新	4
(3) 登録の変更届出	4
(4) 廃業等の届出	5
(5) 登録の抹消	5
(6) 登録の取消し等	5
(7) 第一種フロン類充填回収業者の記録等	6
(8) 県知事への報告	7
○ 様式等一覧	
・ 様式第1 第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書	
・ 別紙 1 法第11条第1項に規定する欠格要件に該当しないことを説明する書類	
・ 別紙 2 フロン類の回収に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類	
・ 別紙 3 フロン類の充填に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類	
・ 様式第2 第一種フロン類充填回収業者変更届出書	
・ 別記様式 第一種フロン類充填回収業者廃業等届出書	
・ 様式第3 第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書	
・ 参 考 第一種特定製品に関するフロン類の充填・回収・処理記録表	
○ 参考	
【各種様式の記載例等】	
① 登録申請書の記載例等	
② 充填証明書・回収証明書の例	
③ フロン類の種類	
④ フロン類回収装置の種類及び能力一覧表	

## はじめに

オゾン層の破壊や地球温暖化に深刻な影響を与えるフロン類の大气中への排出を抑制するため、平成13年に業務用の冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類の回収を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が制定されました。

これにより、業務用冷凍空調機器に冷媒として充填されているフロン類の回収を業として行おうとする者は、県知事の登録を受けることが必要となりました（登録を受けた者を第一種フロン類回収業者といいます）。また、平成18年には、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務化等を追加した法改正が行われました。

その後、「オゾン層を破壊しないものの温室効果の大きい代替フロン（HFC）の急増」、「機器廃棄時の冷媒回収率の低迷」、「機器使用中の大規模漏えいの判明」等の問題についてノンフロン・地球温暖化への寄与が小さい製品の技術開発・商業的な進展及び国際的な規制強化の動きがあることを踏まえ、フロンの回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされました。このため、平成25年6月に、フロン回収・破壊法が改正され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に改められました（平成27年4月1日施行）。

しかしながら、ライフサイクル全体の対策の中でも、機器廃棄時のフロン類の回収率の低迷は長年の課題となっており、回収率向上のため、機器廃棄時の取組、とりわけ建物解体時や機器が引き取られる際の取組について規制を強化する法改正がなされ、令和2年4月から施行されました。

この手引きは、第一種フロン類充填回収業の登録を受けようとする事業者向けに作成したものであり、登録申請書作成の際にご利用ください。

なお、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令が令和2年12月に施行されたことにより、様式の一部が変更となり押印が不要となっております。

また、フロンの充填・回収に係る法令義務等の詳細につきましては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） 充填回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・引取等実施者等に関する運用の手引き」（環境省・経済産業省作成）をご参照ください。

（URL：<http://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>）

なお、この手引きは、今後の運用状況等を踏まえ改訂することがあります。

### 1 第一種フロン類充填回収業の登録申請

#### （1）第一種フロン類充填回収業の登録申請書（法第27条第2項）

- ① フロン類充填回収業を行おうとする者は、登録申請書（様式第1）に主務省令で定める下記（2）の書類を添えて、県に2部提出してください（控えが必要な場合は3部提出してください。郵送の場合は返信用封筒も同封ください。）。また、別途登録手数料として5千円の富山県収入証紙が必要になるので、様式第1の空きスペースに貼付ください。なお、申請者にあっても写しを保存するようにしてください。
- ② 申請書様式第1の備考欄には、申請に係る事項の補足的説明やフロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を任意で記載してください。

## (2) 添付書類

登録申請書（様式第1）には次の書類を添付してください。

### ① 本人を確認できる書類

- ・ 個人の場合は、発行した日より3か月以内の住民票の写し
- ・ 法人の場合は、発行した日より3か月以内の登記事項証明書

### ② フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

- ・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書のうち、いずれかの写し
- ・ 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

### ③ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

- ・ 申請書に記載された以下の項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の該当部分の写し

#### ○ フロン類の回収設備の種類

- ・ 単独の設備 / CFC、HCFC、HFC
- ・ 兼用の設備 / CFC・HCFC兼用、CFC・HFC兼用、  
HCFC・HFC兼用、CFC・HCFC・HFC兼用

#### ○ 回収設備の能力の区分

- ・ 200g/min 未満
- ・ 200g/min 以上

現在使用されているフロン類の回収設備の種類及び能力の一覧については、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の冷媒回収推進・技術センター（RRC）のウェブサイトをご参照ください。

<<http://www.rrc-net.jp>>

### ④ 申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類

- ・ 申請者（法人にあっては、その法人及び法人の役員）が法第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約した書類（別紙1）

### ⑤ フロン類の回収に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類

- ・ フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者の資格を説明した書類（別紙2）
- ・ 資格を証明する書類の写し

十分な知見を有する者とは、第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が考えられ、業務用冷凍空調機器のフロン類の回収

に関する資格には主に次のようなものがあります。

- ・冷媒フロン類取扱技術者
- ・冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者
- ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- ・冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- ・冷凍空調工事保安管理者（高圧ガス保安協会）
- ・フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者
- ・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

⑥ フロン類の充填に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類

- ・フロン類及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者の資格を説明した書類（別紙3）
- ・資格を証明する書類の写し及び下記B、Cの場合には講習の受講を証明する書類の写し

業務用冷凍空調機器のフロン類の充填に関する資格には主に次のようなものがあります。

A 冷媒フロン類取扱技術者

B 一定の資格を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等<sup>※1</sup>の習得を伴う講習を受講した者。一定の資格としては、主に次のような資格があります。

- ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
- ・冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- ・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・冷凍空調工事保安管理者（高圧ガス保安協会）

C 十分な実務経験<sup>※2</sup>を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

環境省により適正性が確認された講習については下記参照

([http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/koushuu.html](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html))

※1 充填時には以下の知識が必要となる

- ・冷凍空調の基礎
- ・使用機器の構造・機能
- ・冷媒配管
- ・運転・診断
- ・漏えい点検・修理
- ・漏えい予防保全（漏らさない技術）
- ・冷媒設備に係る法規
- ・フルオロカーボンにかかる地球環境問題（必須ではないが望ましい）

※2 日常の業務において冷媒の充填に3年以上携わってきた者

## 2 登録申請後の手続き等

### (1) 県知事から申請者への通知

#### ① 登録の通知（法第 28 条第 2 項）

県知事は、下記②の登録を拒否する場合を除き、登録簿に登録したときは、遅滞なくその旨を申請者に通知します。

#### ② 登録を拒否した場合の通知（法第 29 条第 2 項）

県知事は、申請者等が次のいずれかに該当するときは、登録を拒否するとともに、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知します。

##### I. 申請者等がフロン排出抑制法第 29 条に定められている欠格要件に該当するとき

ア 精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ フロン排出抑制法等に違反して罰金以上の刑に処せられ、2 年を経過しない者

エ 登録を取り消され 2 年を経過しない者 など

##### II. フロン類回収設備の所有権、種類及び能力が次の条件を満たしていないとき

ア 事業所ごとにフロン類回収設備が使用できること

イ 回収しようとするフロン類の種類に対応するフロン類回収設備を所有していること

ウ フロン類の充填量が 50kg 以上のものを回収しようとする場合、そのフロン類の種類に対応するフロン類回収設備の能力が 200g/min 以上であること

##### III. 申請書又は添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき

### (2) 登録の更新

#### ① 登録の有効期間（法第 30 条第 1 項）

登録の有効期間は、県知事が登録簿に登録した日から5 年です。

なお、登録の有効期間の満了日までに更新の申請が行われなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

#### ② 登録更新の申請（法第 30 条第 2 項）

登録更新の申請は、登録申請と同様、登録申請書（様式第 1）に添付書類を添えて、県に 2 部提出してください（控えが必要な場合は 3 部提出してください。郵送の場合は返信用封筒も同封ください。）。また、別途登録更新手数料として4 千円の富山県収入証紙が必要になるので、様式第 1 の空きスペースに貼付ください。なお、申請者にあっても写しを保存するようにしてください。

### (3) 登録の変更届出（法第 31 条）

#### ① 次の事項に変更があった場合は、変更があった日から 30 日以内に、登録変更届出書（様式第 2）により、その届出に係る変更後の書類を添付して登録を受けた県に届出をしなければなりません。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 対象とする第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類
- ・ 登録申請したフロン類回収設備の種類、設備の能力及び台数のうち、設備の種類

例えば、

登録申請時に「CFC 用」1 台、「HFC 用」1 台を所有していたが、「CFC・HCFC 兼用」を 1 台追加（又は買い換え）した場合は、変更届出の対象となります。

しかし、「CFC・HCFC・HFC 兼用」を 1 台所有していたが、さらに「CFC・HCFC・HFC 兼用」を 1 台追加（又は買い換え）した場合は、変更届出の対象となりません。

- ② 県知事は、変更の届出があった場合は、法第 28 条及び法第 29 条の規定を準用します。  
（登録簿への登録実施及び届出者への登録の通知、登録の拒否）

#### （4）廃業等の届出（法第 33 条第 1 項）

- ① 申請者が次のいずれかに該当するに至った場合は、該当するに至った日から 30 日以内に登録を受けた県に届出をしなければなりません。（別記様式）
- ・ 死亡した場合
  - ・ 法人が合併により消滅した場合
  - ・ 法人が破産により解散した場合
  - ・ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合
  - ・ 富山県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合
- ② 上記の消滅や廃止等に至ったときは、登録はその効力を失うこととなります。
- ③ 廃業等を届け出る際には、その年度内で廃業等の要件に該当することとなった日までの充填量、回収量等についても、様式第 3 に基づき報告することが必要となります（（8）県知事への報告参照）。

#### （5）登録の抹消（法第 34 条）

県知事は、次の場合にあつては、登録を抹消します。

- ① 5 年ごとの更新を受けなかった場合や第一種フロン類充填回収業を廃止した場合等は、登録はその効力を失い、その際、県知事は第一種フロン類充填回収業者の登録を抹消します。
- ② 法に基づく処分に違反したときなど、県知事が登録を取り消した場合は、県知事はその登録を抹消します。

#### （6）登録の取消し等（法第 35 条）

県知事は、第一種フロン類充填回収業者が次の事項に該当するときは、登録の取消しなどの処分を行うことができます。

また、県知事がこの処分を行ったときは、その理由を示して申請者に通知します。登録取消しがなされた場合、その年度内で廃業等の要件に該当することとなった日までの充填量、回収量等についても、様式第 3 に基づき報告することが必要となります（（8）県知事への報告参照）。

- ・不正の手段により、第一種フロン類充填回収業者の登録を受けたとき
- ・回収の用に供する設備が「登録基準」に適合しなくなったとき
- ・「精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」等の欠格要件に該当することとなったとき
- ・フロン排出抑制法等に基づく処分に違反したとき

(7) 第一種フロン類充填回収業者の記録等（法第47条第1項）

第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填量・回収量等について次のとおり記録し保存しなければなりません。

① 記録の内容

○充填量等

- ・第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日
- ・当該充填に係る整備を発注した管理者及び整備者の氏名又は名称及び住所
- ・第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、当該充填に係る第一種特定製品の種類及び台数
- ・充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

○回収量等

- ・第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別
- ・フロン類を回収した年月日
- ・当該回収に係る整備を発注した管理者及び整備者（廃棄の場合：廃棄等実施者及び引渡受託者）の氏名又は名称及び住所
- ・当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数
- ・回収したフロン類の種類ごとの量（第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

○確認台数等

- ・フロン類が充填されていないことを確認した年月日
- ・当該確認の委託をした第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- ・当該確認に係る第一種特定製品の種類及び台数

○再生量等

- ・法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合においてフロン類を再生した年月日
- ・再生をしたフロン類の種類ごとの量
- ・当該再生をしたフロン類を冷媒として充填した年月日
- ・当該充填に係る整備を発注した管理者の氏名又は名称及び住所
- ・当該再生をしたフロン類を充填した量

○第一種フロン類再生業者への引渡等



- ・ フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日
- ・ 引き渡した相手方の氏名又は名称
- ・ 引き渡したフロン類の種類ごとの量
- フロン類破壊業者への引渡数量等
  - ・ フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日
  - ・ 引き渡した相手方の氏名又は名称
  - ・ 引き渡したフロン類の種類ごとの量
- フロン類を施行規則第49条第1号に規定する者に引き渡した場合
  - ・ フロン類を施行規則第49条第1号に規定する者へ引き渡した年月日
  - ・ 引き渡した相手方の氏名又は名称
  - ・ 引き渡したフロン類の種類ごとの量
- フロン類を施行規則第49条第2号に規定する者に引き渡した場合
  - ・ フロン類を施行規則第49条第2号に規定する者へ引き渡した年月日
  - ・ 返却の年月日
  - ・ 申請者の氏名又は名称及び住所
  - ・ 引き渡したフロン類の種類ごとの量

② 記録方法

第一種フロン類充填回収業者は、これを5年間保存する必要があります。

- ・ 記録は、帳簿の代わりに電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができます。
- ・ 帳簿の代わりに伝票を活用することもできます。
- ・ 帳簿は、充填・回収した場所等の記録を都道府県ごとに分けておく方が便利です。

(8) 県知事への報告（法第47条第3項）

第一種フロン類充填回収業者は、様式第3により作成した報告書を毎年度、年度終了後45日以内（5月15日まで）に登録を受けた県に提出しなければなりません。

① 報告の義務

- ・ 報告の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
- ・ 報告は、登録を受けた県ごとに行うことになります。登録した県内での区域（充填・回収した場所）に関する充填量・回収量等が対象となり、これを報告することになります。

例えば、  
 ○○県で充填（回収）した量等は○○県へ、▲▲県で充填（回収）した量等は▲▲県へ、それぞれ報告することになります。

- ・ 充填量・回収量等の実績がない場合も報告する必要があります。

② 報告の内容

報告書に記載する内容は、次のとおりです。

- A フロン類のフロン類の種類ごと、整備・廃棄等別ごとに、

- ・回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収量
  - ・年度当初の保管量
  - ・第一種フロン類再生業者に引き渡した量
  - ・フロン類破壊業者に引き渡した量
  - ・法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量
  - ・第49条第1号に規定する者に引き渡した量
  - ・年度末の保管量
- B 機器の設置・設置以外別ごとに、
- ・充填した第一種特定製品の種類ごとの台数及び充填量
- C 機器の種類別ごとに、
- ・法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数

様式第1 (第8条関係)  
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録の更新 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

富山県知事 殿

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、  
第30条第2項  
必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の 登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)		
	電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			
充填の対象とする第一種特定製品の種類等及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能力		
	200g/min未満		200g/min以上
CFC用	台	台	
HCFC用	台	台	
HFC用	台	台	
CFC、HCFC兼用	台	台	
CFC、HFC兼用	台	台	
HCFC、HFC兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台	

(裏面)

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 5 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

--

法第 29 条第 1 項に規定する欠格要件に該当しないことを説明する書類（例）

誓 約 書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 29 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

富山県知事

殿

フロン類の回収に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類（例）

法施行規則第 40 条第 2 号に規定する十分な知見を有する者は次のとおりです。

氏名	資格の区分	経験年数 (年)	回収した主な冷凍 空調機器の種類	冷媒の種類

資格の区分

- 1 冷媒フロン類取扱技術者
- 2 冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者
- 3 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- 4 冷凍空気調和機器施工技能士
- 5 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- 6 フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者
- 7 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- 8 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

富山県知事

殿

- 注) 1 この表は、フロン類の回収を行う者又は回収に立ち会う者について記入すること。  
 2 資格の区分欄には、該当する資格の番号を記載すること。  
 3 フロン類の回収を行う者又は回収に立ち会う者の資格を証明する書類を添付すること。

## フロン類の充填に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類（例）

法施行規則第 14 条第 9 号に規定する十分な知見を有する者は次のとおりです。

氏名	資格区分	経験年数 (年)	充填した主な冷凍 空調機器の種類	冷媒の種類	講習受講の有無 (B、Cのみ)

## 資格区分

A 冷媒フロン類取扱技術者

B 下記の資格を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

1 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）

2 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）

3 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者

4 冷凍空気調和機器施工技能士

5 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

C 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

富山県知事

殿

- 注) 1 この表は、フロン類の充填を行う者又は充填に立ち会う者について記入すること。  
 2 資格の区分欄には、該当する資格の記号を記載すること。  
 3 フロン類の充填を行う者又は充填に立ち会う者の資格を証明する書類を添付すること。資格の区分B、Cの場合には講習の受講を証明する書類を添付すること。

様式第2(第11条関係)

第一種フロン類充填回収業者変更届出書

年 月 日

富山県知事

殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

第一種フロン類充填回収業に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



別記様式（第2条関係）

第一種フロン類充填回収業廃業等届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項第 号に該当することとなつたので、同項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録業者の氏名 又は名称及び住 所並びに法人に あつては、その代 表者の氏名	氏名又は名称	
	住所	
	代表者氏名	
廃止した事業所 の名称及び所在 地	名称	
	所在地	
登録年月日及び 登録番号	登録年月日	
	登録番号	
廃業等の理由	死亡・合併・破産手続開始の決定・解散・廃止	
届出者と当該登録業者であつた者との 関係	相続人・役員・破産管財人・清算人・本人	

備考 該当する不動文字を○で囲むこと。

様式第3（第52条関係）

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量・回収量等に関する報告書

年 月 日

富山県知事

殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
①充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
②回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
③年度当初に保管していた量					kg	kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
⑦法第49条第1項に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑧年度末に保管していた量					kg	kg
HCFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HCFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑨充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑩回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑪年度当初に保管していた量					kg	kg
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
⑮法第49条第1項に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑯年度末に保管していた量					kg	kg

HFC

	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑰充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑱回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑲年度当初に保管していた量					kg	kg
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
㉒法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
㉓法第49条第1項に規定する者に引き渡した量					kg	kg
㉔年度末に保管していた量					kg	kg

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
		台	台

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑰+⑱=⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。
  - 3 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。



# 5. 記載例

## (1) 登録申請書の記載要領

新規は未記入、更新時には、登録番号と登録年月日を記入する

様式第1（第8条関係）  
（表面）

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書  
登録の更新

該当しない方を消す

※登録番号	◀
※登録年月日	◀

平成 YY年 MM月 DD日

申請する日を記入

〇〇県知事 △△ ■■ 殿

（郵便番号） 1 2 3 - 4 5 6 7  
 住 所 ★★県霞ヶ関市日本8-9-10  
 氏 名 フロン回収破壊株式会社  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号 （1 2 3） 4 5 6 - 7 8 9 0

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、  
 必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所
所在地	（郵便番号） 0 9 8 - 7 6 5 4 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号（098）765-4321

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品		○	

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		台 数
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	3 台		台
HCFC用	台		台
HFC用	台		台
CFC、HCFC兼用	3 台		2 台
CFC、HFC兼用	台		台
HCFC、HFC兼用	台		台
CFC、HCFC、HFC兼用	台		台

該当する欄に全○を付ける。記入例は、CFCとHCFCが充填されている(1)エアコンディショナー、CFCとHCFCが充填されている(2)冷蔵機器・冷凍機器、HCFCが50kg以上充填されている第一種特定からフロン類を充填及び回収する場合

所有又は利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて、台数を記入

## (2) 同一区域内にフロン類の回収を行う事業者が複数ある場合の申請方法

同一区域内での複数事業所の一括申請書の記入要領。

### 申請書1枚目

1枚目は、記入要領に従い全てを記入

### 申請書2枚目以降

2枚目以降は、「事業者の名称」以下について記入。なお、事業所が3以上ある場合には、2枚目と同様の要領で申請書に必要事項を記入する。

様式第1 (第8条関係)  
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書

※登録番号

※登録年月日

平成 YY年 MM月 DD日

〇〇県知事 △△ ■■■ 殿

(郵便番号) 123-4567  
住 所 ★★県西×関市日本8-9-10  
氏 名 フロン回収破壊株式会社  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 (123) 456-7890

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、  
第30条第2項

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所
所在地	(郵便番号) 098-7654 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類	
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類
	CFC HCFC HFC
(1) エアコンディショナー	○ ○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○ ○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	○
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類	
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類
	CFC HCFC HFC
(1) エアコンディショナー	○ ○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○ ○
フロン類回収設備の種類、能力及び台数	
設備の種類	能 力
	200g/min未満 200g/min以上
CFC用	3 台 台
HCFC用	台 台
HFC用	台 台
CFC、HCFC兼用	3 台 2 台
CFC、HFC兼用	台 台
HCFC、HFC兼用	台 台
CFC、HCFC、HFC兼用	台 台

様式第1 (第8条関係)  
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録の更新 申請書

※登録番号

※登録年月日

平成 年 月 日

殿

(郵便番号) 123-4567  
住 所 ★★県西×関市日本8-9-10  
氏 名 フロン回収破壊株式会社  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 (123) 456-7890

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、  
第30条第2項

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	フロン回収破壊株式会社 桜田門事務所
所在地	(郵便番号) 098-5467 〇〇県桜田門市環境3-1-2 電話番号 (097) 865-4312
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類	
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類
	CFC HCFC HFC
(1) エアコンディショナー	○ ○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○ ○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	○
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類	
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類
	CFC HCFC HFC
(1) エアコンディショナー	○ ○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○ ○
フロン類回収設備の種類、能力及び台数	
設備の種類	能 力
	200g/min未満 200g/min以上
CFC用	台 台
HCFC用	台 台
HFC用	台 台
CFC、HCFC兼用	3 台 台
CFC、HFC兼用	台 台
HCFC、HFC兼用	台 台
CFC、HCFC、HFC兼用	台 台

## 6. 登録審査評価事例

申請書類が【登録の基準】に適合しているか否かの登録審査例を示します。

(例－1)回収しようとするフロン類の種類と回収設備の種類との照合

申請基準を満たす例

申請基準を満たさない例

様式第1 (第8条関係)  
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書

※登録番号  
※登録年月日  
平成 YY年 MM月 DD日

〇〇県知事 △△ ■■■ 殿

(郵便番号) 123-4567  
住 所 ★★県庁々関市日本8-9-10  
氏 名 フロン回収破壊株式会社  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 (123) 456-7890

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、  
第30条第2項

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録申請を申請します。

事業所の名称及び所在地

名 称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所
所在地	(郵便番号) 098-7654 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○		
(2)冷蔵庫・冷凍機器	○		
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類

充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			
(2)冷蔵庫・冷凍機器			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力		台
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	1		台
HCFC用			台
HFC用			台
CFC、HCFC兼用			台
CFC、HFC兼用			台
HCFC、HFC兼用			台
CFC、HCFC、HFC兼用			台

回収しようとするフロン類「CFC」とフロン類回収設備の種類「CFC用」が一致している。

様式第1 (第8条関係)  
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書

※登録番号  
※登録年月日  
平成 YY年 MM月 DD日

〇〇県知事 △△ ■■■ 殿

(郵便番号) 123-4567  
住 所 ★★県庁々関市日本8-9-10  
氏 名 フロン回収破壊株式会社  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 (123) 456-7890

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、  
第30条第2項

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録申請を申請します。

事業所の名称及び所在地

名 称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所
所在地	(郵便番号) 098-7654 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			○
(2)冷蔵庫・冷凍機器			○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類

充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			
(2)冷蔵庫・冷凍機器			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力		台
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	1		台
HCFC用	1		台
HFC用			台
CFC、HCFC兼用			台
CFC、HFC兼用			台
HCFC、HFC兼用			台
CFC、HCFC、HFC兼用			台

回収しようとするフロン類の種類と回収設備の種類が一致していない。

(例-2) 回収対象の特定製品の種類と回収設備の回収能力との照合

申請基準を満たす例

申請基準を満たさない例

様式第1 (第8条関係)  
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書

※登録番号  
※登録年月日  
平成 YY年 MM月 DD日

〇〇県知事 △△ ■■■ 殿

(郵便番号) 123-4567  
住所 ★★県鹿ノ門市日本8-9-10  
氏名 フロン回収破壊株式会社  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 (123) 456-7890

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、  
必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録を申請します。

事業所の名称及び所在地

名称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所
所在地	(郵便番号) 098-7654 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号(098)765-4321

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)冷蔵庫・冷凍機器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類

充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)冷蔵庫・冷凍機器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	2台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収対象特定製品の種類と回収設備の能力が一致している。

様式第1 (第8条関係)  
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 登録申請書

※登録番号  
※登録年月日  
平成 YY年 MM月 DD日

〇〇県知事 △△ ■■■ 殿

(郵便番号) 123-4567  
住所 ★★県鹿ノ門市日本8-9-10  
氏名 フロン回収破壊株式会社  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 (123) 456-7890

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第2項の規定により、  
必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の登録を申請します。

事業所の名称及び所在地

名称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所
所在地	(郵便番号) 098-7654 〇〇県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号(098)765-4321

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)冷蔵庫・冷凍機器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類

充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)冷蔵庫・冷凍機器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	1台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収対象特定製品の種類と回収設備の能力が一致していない。



(3) 充填証明書・回収証明書の例

### フロン類充填証明書

証明書No.

交付年月日	年 月 日		
充填した年月日	年 月 日		
充填したフロン類の種類	種類(R番号)	R-	GWP値
充填したフロン類の量	充填量(kg)		
設置時 整備時の別 (どちらかに○)	機器の整備時に充填		機器の新設時に現場充填

整備を発注した管理者 (機器の所有者等)	住 所	〒		
	氏名・名称			
管理担当者	住 所	〒		
	氏 名		部署名	
	電 話		e-mail	
充填した機器の所在	住 所	〒		
	施設の名称 (建物名等)			
機器の特定情報	管理番号			
	型 番		製品番号	
第一種フロン類充填回収 業者	住 所	〒		
	氏名・名称			
	電 話		登録番号	
充填業者又は立会者 (冷媒フロン類取扱技術者等)	氏 名		資格者番号	

機器の管理者の皆様へ

※この「充填証明書」は、算定漏えい量の計算に必要な書類となりますので、保存しておいてください。

# フロン類回収証明書

証明書No.

交付年月日	年 月 日		
回収した年月日	年 月 日		
回収したフロン類の種類・量	種類(R番号)	R-	量(kg)

整備を発注した管理者 (機器の所有者等)	住 所	〒		
	氏名・名称			
管理担当者	住 所	〒		
	氏 名		部署名	
	電 話		e-mail	
回収した機器の所在	住 所	〒		
	施設の名称 (建物名等)			
機器の特定情報	管理番号			
	型 番		製品番号	
第一種フロン類充填回収業者	住 所	〒		
	氏名・名称			
	電 話		登録番号	
回収業者又は立会者 (冷媒フロン類取扱技術者等)	氏 名		資格者番号	

機器の管理者の皆様へ

※この「回収証明書」は、算定漏えい量の計算に必要な書類となりますので、保存しておいてください。

## 2. フロン類の種類

### (1) フロン類

フロン排出抑制法の対象とするフロン類は、表 36 のとおり、CFC、HCFC、HFC の3種類であって、オゾン層保護法第2条第1項及び地球温暖化対策推進法第2条第3項第4号に掲げる物質である。

表 38 フロン類の種類

CFC	(一) トリクロロフルオロメタン	(別名CFC-11)
	(二) ジクロロジフルオロメタン	(別名CFC-12)
	(三) トリクロロトリフルオロエタン	(別名CFC-11)
	(四) ジクロロテトラフルオロエタン	(別名CFC-114)
	(五) クロロペンタフルオロエタン	(別名CFC-115)
	(六) クロロトリフルオロメタン	(別名CFC-13)
	(七) ペンタクロロフルオロエタン	(別名CFC-111)
	(八) テトラクロロジフルオロエタン	(別名CFC-112)
	(九) ヘプタクロロフルオロプロパン	(別名CFC-211)
	(十) ヘキサクロロジフルオロプロパン	(別名CFC-212)
	(十一) ペンタクロロトリフルオロプロパン	(別名CFC-213)
	(十二) テトラクロロテトラフルオロプロパン	(別名CFC-214)
	(十三) トリクロロペンタフルオロプロパン	(別名CFC-215)
	(十四) ジクロロヘキサフルオロプロパン	(別名CFC-216)
	(一五) クロロヘプタフルオロプロパン	(別名CFC-217)
HCFC	(一) ジクロロフルオロメタン	(別名HCFC-21)
	(二) クロロジフルオロメタン	(別名HCFC-22)
	(三) クロロフルオロメタン	(別名HCFC-31)
	(四) テトラクロロフルオロエタン	(別名HCFC-121)
	(五) トリクロロジフルオロエタン	(別名HCFC-122)
	(六) ジクロロトリフルオロエタン	(別名HCFC-123)
	(七) クロロテトラフルオロエタン	(別名HCFC-124)
	(八) トリクロロフルオロエタン	(別名HCFC-131)
	(九) ジクロロジフルオロエタン	(別名HCFC-132)
	(一〇) クロロトリフルオロエタン	(別名HCFC-133)
	(一一) ジクロロフルオロエタン	(別名HCFC-141)
	(一二) クロロジフルオロエタン	(別名HCFC-142)
	(一三) クロロフルオロエタン	(別名HCFC-151)
	(一四) ヘキサクロロフルオロプロパン	(別名HCFC-221)
	(一五) ペンタクロロジフルオロプロパン	(別名HCFC-222)
	(一六) テトラクロロトリフルオロプロパン	(別名HCFC-223)
	(一七) トリクロロテトラフルオロプロパン	(別名HCFC-224)
	(一八) ジクロロペンタフルオロプロパン	(別名HCFC-225)
	(一九) クロロヘキサフルオロプロパン	(別名HCFC-226)
	(二〇) ペンタクロロフルオロプロパン	(別名HCFC-231)
	(二一) テトラクロロジフルオロプロパン	(別名HCFC-232)
	(二二) トリクロロトリフルオロプロパン	(別名HCFC-233)
	(二三) ジクロロテトラフルオロプロパン	(別名HCFC-234)
	(二四) クロロペンタフルオロプロパン	(別名HCFC-235)
	(二五) テトラクロロフルオロプロパン	(別名HCFC-241)
	(二六) トリクロロジフルオロプロパン	(別名HCFC-242)

	(二七) ジクロロトリフルオロプロパン	(別名HCFC—243)
	(二八) クロロテトラフルオロプロパン	(別名HCFC—244)
	(二九) トリクロロフルオロプロパン	(別名HCFC—251)
	(三〇) ジクロロジフルオロプロパン	(別名HCFC—252)
	(三一) クロロトリフルオロプロパン	(別名HCFC—253)
	(三二) ジクロロフルオロプロパン	(別名HCFC—261)
	(三三) クロロジフルオロプロパン	(別名HCFC—262)
	(三四) クロロフルオロプロパン	(別名HCFC—271)
HFC	(一) トリフルオロメタン	(別名HFC—23)
	(二) ジフルオロメタン	(別名HFC—32)
	(三) フルオロメタン	(別名HFC—41)
	(四) 一・一・一・二・二—ペンタフルオロエタン	(別名HFC—125)
	(五) 一・一・二・二—テトラフルオロエタン	(別名HFC—134)
	(六) 一・一・一・二—テトラフルオロエタン	(別名HFC—134a)
	(七) 一・一・二—トリフルオロエタン	(別名HFC—143)
	(八) 一・一・一—トリフルオロエタン	(別名HFC—143a)
	(九) 一・一—ジフルオロエタン	(別名HFC—152a)
	(十) 一・一・一・二・三・三・三—ヘプタフルオロプロパン	(別名HFC—227ea)
	(十一) 一・一・一・三・三・三—ヘキサフルオロプロパン	(別名HFC—236fa)
	(十二) 一・一・二・二・三—ペンタフルオロプロパン	(別名HFC—245ca)
	(十三) 一・一・一・二・三・四・四・五・五—デカフルオロペンタン	(別名HFC—43—10mee)

HFC※	一・二—ジフルオロエタン	(別名HFC—152)
	フルオロエタン	(別名HFC—161)
	一・一・一・二・二・三—ヘキサフルオロプロパン	(別名HFC—236cb)
	一・一・一・二・三・三—ヘキサフルオロプロパン	(別名HFC—236ea)
	一・一・一・三・三—ペンタフルオロプロパン	(別名HFC—245fa)
	一・一・一・三・三—ペンタフルオロブタン	(別名HFC—365mfc)

※平成 27 年 4 月 1 日施行の地球温暖化対策法施行令改正で追加

## (2) フロン類の冷媒番号別の種類と GWP(地球温暖化係数)

ISO(国際標準化機構)の規格 817 に基づくフロン類の冷媒番号別の種類とIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告に基づくGWP(地球温暖化係数)は以下のとおりである。

なお、表 39 は単一の種類の物質の冷媒、表 40 は複数の種類の物質の混合冷媒である。

表 39

1	R-11(トリクロロフルオロメタン)	4750
2	R-12(ジクロロジフルオロメタン)	10900
3	R-113(トリクロロトリフルオロエタン)	6130
4	R-114(ジクロロテトラフルオロエタン)	10000
5	R-115(クロロペンタフルオロエタン)	7370
6	R-22(クロロジフルオロメタン)	1810
7	R-123(ジクロロトリフルオロエタン)	77
8	R-124(クロロテトラフルオロエタン)	609
9	R-142b(1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン)	2310
10	R-23(トリフルオロメタン)	14800
11	R-32(ジフルオロメタン)	675
12	R-125(1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン)	3500
13	R-134a(1,1,1,2-テトラフルオロエタン)	1430
14	R-143a(1,1,1-トリフルオロエタン)	4470
15	R-152a(1,1-ジフルオロエタン)	124
16	R-227ea(1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン)	3220
17	R-236fa(1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン)	9810
18	R-245fa(1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン)	1030

表 40

1	R-409A	1580
2	R-409B	1560
3	R-404A	3920
4	R-407A	2110
5	R-407B	2800
6	R-407C	1770
7	R-407D	1630
8	R-407E	1550
9	R-407F	1820
10	R-410A	2090
11	R-410B	2230
12	R-421A	2630
13	R-421B	3190
14	R-423A	2280
15	R-425A	1510
16	R-427A	2140
17	R-442A	1890
18	R-507A	3990
19	R-512A	189
20	R-501	4080
21	R-502	4660
22	R-500	8080
23	R-401A	1180
24	R-401B	1290
25	R-401C	933
26	R-408A	3150
27	R-415A	1510
28	R-415B	546
29	R-420A	1540
30	その他のフロン類	混合冷媒中の表一の中欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格八一七に基づく当該混合冷媒中の当該物質の混和の割合に、当該物質に係る表一の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値(一未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値)

### 3. フロン類回収装置の種類及び能力一覧表

高圧ガス保安法の適用除外を受ける回収装置(自己認定登録製品及び通商産業検査所認定製品)一覧である。ただし、以下の一覧は令和元年 11 月現在のものであるため、最新は一般財団法人日本冷媒・環境保全機構(JRECO)の URL (<https://www.jreco.or.jp/rrc/jikoninsyo.pdf>) を参照されたい。

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
(株)アイハラ	AFC-04	○	○				○		○*	12、22、502
	AFC-04 II	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、404、500、502
	AFC-04 III	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、404、500、502
アキツ精機(株)	IHA-R12	○					○		○	12
	IHA-R134a			○			○		○	134a
	IHA-R22		○				○		○	22
	IHA-R500	○					○		○	500
	IHA-R502	○					○		○	502
	IHA-R12M	○					○		○	12
	IHA-R134aM			○			○		○	134a
	IHA-R22M		○				○		○	22
	IHA-R205M	○					○		○	502
IHA-R22B		○					○	○	22	
アサダ(株)	4000J	○	○	○			○		○*	12、22、134a
	4000J II	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	R50	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	R60	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	R60S	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	R120W	○	○	○				○	○	12、22、134a、407、410
	R11	○	○					○	○	11,113,123
	RS13	○		○			○		○	13、23、503、508A
	C50			○			○		○	134a
	C60			○			○		○	134a
	C60S			○			○		○	134a
	R100	○	○	○				○	○	12、22、114、124、134a、403B、404A、407C、407D、410A、412A、413A、417A、422A、422D、423A、500、502、507A、509A
	R350	○	○	○				○	○	12、22、114、124、134a、403B、404A、407C、407D、410A、412A、413A、417A、422A、422D、423A、500、502、507A、509A
	R1400	○	○	○				○	○	12、22、114、124、134a、403B、404A、407C、407D、410A、412A、413A、417A、422A、422D、423A、500、502、507A、509A
	RC500	○	○	○				○	○	12、22、134a、404A、410A、412A、500、502、507A
	mini	○	○	○		○			○	12、22、114、124、134a、403B、404A、407C、407D、410A、412A、413A、417A、422A、422D、423A、500、502、507A、509A
	RC1000	○	○	○				○	○	12、22、134a、404A、410A、412A、500、502、507A
	RC2300	○	○	○				○	○	12、22、134a、404A、410A、412A、500、502、507A
	XLT	○	○	○			○		○	12、22、114、124、134a、403B、404A、407C、407D、410A、412A、413A、417A、422A、422D、423A、500、502、507A、509A
	TC	○	○	○	○				○	○
R70	○	○	○			○		○	○	12、22、134a、404A、407C、407D、410A、412A、500、502、507A、509A
テトラ	○	○	○	○				○	○	12、500、502、114、22、509A、412A、403B、124、134a、410A、407C、407D、404A、507A、413A、417A、422A、422D、423A、32、1234yf、1234ze

次頁に続く

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
前頁からの続き アサダ(株)	V200ECO	○	○	○				○	○	12、22、500、502、114、509A、412A、403B、 124、134a、404A、407C、407D、410A、507A、 413A、417A、422A、422D、423A
	V230SP	○	○	○				○	○	12、22、500、502、114、509A、412A、403B、 124、134a、404A、407C、407D、410A、507A、 413A、417A、422A、422D、423A、32
	V240SP	○	○	○	○			○	○	12、500、502、114、22、509A、412A、403B、 124、134a、410A、407C、407D、404A、507A、 413A、417A、422A、422D、423A、32、1234yf、 1234ze
	Aurora II	○	○	○		○			○	12、22、500、502、114、509A、412A、403B、 124、134a、404A、407C、407D、410A、507A、 413A、417A、422A、422D、423A、32、
	HAYABUSA	○	○	○	○			○	○	12、22、500、502、134a、404A、407C、407D、 410A、422A、422D、507A、509A、32、1234yf、 1234ze、115、125、218、401A、401B、402A、 402B、407A、407B、407E、410B、410JA、 900JA、901JA、407H、448A、449A、452A、 463A
(株)イチネンTASCO	TA110R	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	TA110A	○	○	○			○		○	12、22、500、502、134a、403B、407C、407D、 407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110B	○	○	○			○		○	12、22、500、502、134a、403B、407C、407D、 407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110C	○	○	○			○		○	12、22、500、502、134a、403B、407C、407D、 407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110C-100	○	○	○			○		○	12、22、500、502、134a、403B、407C、407D、 407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110FP	○	○	○	○			○	○	12、22、500、502、134a、403B、404A、407C、 407D、407E、410A、32、412A、507A、509A、 1234yf、1234ze
	TA110JA			○			○		○	134a
	TA110JB				○		○		○	1234yf
	TA110M	○	○	○			○		○	12、22、500、502、134a、403B、404A、407C、 407D、407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110MR	○	○	○	○			○	○	12、22、500、502、134a、403B、404A、407C、 407D、407E、410A、32、412A、507A、509A、 1234yf、1234ze
	TA110MX	○	○	○				○	○	12、22、500、502、134a、403B、404A、407C、 407D、407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110RX	○	○	○			○		○	12、22、502、134a、404、407、410A
	TA110X	○	○	○				○	○	12、22、500、502、134a、403B、404A、407C、 407D、407E、410A、32、412A、507A、509A
	TA110XZ	○	○	○	○			○	○	12、22、500、502、134a、403B、404A、407C、 407D、407E、410A、32、412A、507A、509A、 1234yf、1234ze
インフィコン	EMRT-41	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
(株)エコテックサービ ス	ECK2500UP			○				○	○	134a
	ECK3500UP			○				○	○	134a
(株)エスコ	EA100AA	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	EA100AB	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	EA100CA-22	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502
	EA100CA-400	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、32
エスベック(株)	SRM-000	○		○		○		○	○	13、23、503、508A

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
荏原冷熱システム(株)	Y-FRU(標準型)	○	○					○	○	11、113、123
	Y-FRU(業務型)	○	○					○	○	11、113、123
	Y-FRU II(業務型)	○	○	○				○	○	11、113、123、245fa
(株)大谷商会	1500002747	○	○	○	○			○	○	12、22、32、500、502、134a、403B、404A、407C、407D、407E、410A、412A、507A、509A、1234yf、1234ze
	1686.06Y	○	○	○				○	○	12、22、500、502、134a、404A、407C、410A、507A、32
奥田工機(株)	RGC-101	○				○			○*	12
	RGC-102	○				○			○*	12
	RGC-103	○		○		○			○*	12、134a
	FRS-42-1	○		○			○		○*	12、134a、114
	RGC-104	○		○		○			○	12、134a
	RGC-105	○		○		○			○	12、134a
(株)岡常歯車製作所	RGC-105M	○		○		○			○	12、134a
	YN-10			○			○		○	134a
	YN-12			○			○		○	134a
	YN-13			○			○		○	134a
	YN-13P			○			○		○	134a
	YN-13yf			○	○		○		○	1234yf
オーム電機 *現在は販売していません	YN-15tw			○	○		○		○	134a、1234yf
	RHS650A			○		○			○*	134a
	RHS650B	○				○			○*	12
	RHS650DA			○		○			○*	134a
	RHS650DB	○				○			○*	12
	TX-200	○	○	○		○			○*	12、22、134a、502
カルソニックカンセイ(株)	C-01-RE-A	○				○			○*	12
	C-01-RE-B	○				○			○*	12
	NA-21	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502
	NA-1	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、500、502
(株)環境システム	RC-223	○	○	○			○		○*	12、22、134a、114、502
	RC-123C	○	○					○	○	11、113、123
(株)環境総研	KS-1001		○	○			○		○	11、113、123
	KS-1002			○			○		○	245fa
関西化研工業(株)	エアコンDr. S II			○			○		○	134a
五洋電気	GYR-12A	○				○			○*	12
	GYR-22A	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	GYR-12S	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	GYR-22S	○	○	○			○		○	12、22、404A、407C、410A
コーパック (タカヤマ設備)	KPK-01A	○	○			○			○*	12、22
	KPK-02B	○	○			○			○*	12、22
	KPK-02Y	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	KPK-02E	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	KOLPAK-27	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502
	IRS-9000	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	PROMXRP5000	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502
	PROMXRP5410	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502、407、410、32
三協自工	MRC300	○				○		○*	12	
(株)サンケン	AR500J	○	○			○		○	12、22、134a、407、410	
三洋電機(株)	SRU-400R	○	○				○		○*	12、22、500、502
	SFR-3300	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
(株)山昇冷機製作所	SR-1	○	○			○		○	12、22	
(株)シマダ電気設備	SOT-001	○	○	○				○	○	12、22、407C、410A、502、404A
	SOT-002	○	○	○				○	○	12、22、407C、410A、502、404A
スナップオン・ツールズ(株)	ECK2500-N7			○			○		○	134a
正栄電機	CT-1	○	○			○			○*	12、22、502
EGアプライアンス	1636	○	○			○			○*	12、22、500、502
(株)ゼクセルヴァレオ クライメートコントロール	ZRR07-10A	○				○			○*	12
	ZRR02-11A	○				○			○*	12
	ZRR07-12A	○				○			○*	12
	ZRR07-10A1	○				○			○*	12
	ZRR07-12B	○				○			○*	12
	ZRR21-20A			○		○			○*	134a
(株)ゼクセル コールドシステムズ	ZRR21-20A・30A			○		○		○	134a	
ダイキン工業(株)	1070XL-Z	○		○		○			○	12、134a
	PV04A	○	○			○			○*	12、22、502
大昭和産業	CFK-H3J	○				○		○*	12	
中京EG	1090			○		○		○*	134a	
中国冷空工	F-40	○	○			○			○*	12、22、502
	CFR-125L	○	○			○			○*	12、22、502
	CFR-125L II	○	○			○		○*	12、22、502	



社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
デンゲン(株)	CS-RF100	○				○			○*	12
	CS-RF100Y	○		○		○			○	12、134a
	CS-RF134Y	○		○		○			○	12、134a
	CS-RF50YD	○		○			○		○	12、134a
	CS-RF80YD	○		○			○		○	12、134a
	CS-RF55YD	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、502
	CS-RF85YD	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、502
	CS-RF500YD	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、502
	CS-RF210	○		○			○		○	12、134a
	CS-RF210SX	○		○			○		○	12、134a
	CS-RF550	○	○	○				○	○	12、22、134a、407、410、502
	CS-MRC-1	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-1-PX	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr-G	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr-PX	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr-GPX	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr II	○		○			○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr II-PX	○		○			○		○	12、134a
	ECO-MX	○		○			○		○	12、134a
	ECO-MXP	○		○			○		○	12、134a
	ECO-MXZ			○			○		○	134a
	ECO-MXZP			○			○		○	134a
	ECO-MXZWS			○		○			○	134a
	ECO-MXZWS II			○		○			○	134a
	CS-EMZ-WS			○		○			○	134a
	CS-EMZ			○			○		○	134a
	CS-EMZ-PX			○			○		○	134a
	CS-EMZ-WS II			○		○			○	134a
	CS-WENZ-PX (エコマックス II)			○		○			○	134a
KANSAIKAKEN111-B			○			○		○	134a	
KANSAIKAKEN111-D			○		○			○	134a	
KANSAIKAKEN111-E			○		○			○	134a	
CS-1234-WS				○	○			○	1234yf	
CS-RF500YD II	○	○	○	○	○			○	22、12、500、502、134a、407C、404A、507A、410A、509A、1234yf	
CS-YF134WS			○	○	○			○	1234yf、134a	
(株)デンソー 日本電装(株)	ESR-10AC	○				○		○*	12	
	ESR-10ACR	○				○		○*	12	
	ESR-20ACR	○		○		○		○*	12、134a	
	WFRK02			○			○	○	134a	
	WFRK03			○			○	○	134a	
WFRK-06				○		○		○	1234yf	
東芝キャリアEG(株)	FR-PM182	○	○	○				○	12、22、134a、407、410	
	FR-PM201	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410	
	FR-FM1001	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410	
トキメック	FK-1	○				○		○*	12	
	FK-2	○				○		○*	12	
東洋キャリア	12RA001100-21	○	○			○		○*	12、22、500、502	
(株)東洋エンタープライズ	T10128	○		○			○	○	12、134a	
桃陽電線	MINI-R	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502	
	GOLDEN-NAGGET	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410	
(株)トルネス	PDF-20	○	○				○	○	12、502、22	
	PDF-20N	○	○	○			○	○	12、502、22、134a	
(株)中島自動車電装 次頁へ続く	NA-601	○					○	○*	12	
	NA-610	○	○				○	○*	12、22	
	NA-810	○	○				○	○*	12、22、502	
	NA-811	○	○	○			○	○	12、22、134a、502、500	
	NA-710	○	○				○	○*	12、22、502	
	NA-711	○	○	○			○	○	12、22、134a、502、500	
	NA-600	○	○	○			○	○	12、22、134a、502、500	
	NA-400	○	○	○		○		○	12、22、134a、502、500	
	NA-1100	○	○	○			○	○*	12、22、134a、500、502	
	NA-1100S	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502	
	NA-730	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502	
	NA-730S	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502	
	NA-740	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410、404、500、502	
	NA-740S	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410、404、500、502	
	NA-750S	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410、404、500、502	

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
前頁からの続き (株)中島自動車電装	NA-1000W	○	○	○				○	○	12, 22, 134a, 500, 502
	NYR-600NA	○	○	○				○	○	12, 22, 134a, 500, 502
	CAL-400	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 502, 500
	NRU-21	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 500, 502
	NA-21	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 500, 502
	NA-1	○	○	○		○			○	12, 22, 134a, 407, 404, 500, 502
	NA-22MHC	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 500, 502
	NRU-10	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 500, 502
	NA-760	○	○	○				○	○	12, 22, 134a, 404A, 407A, 407C, 410A, 500, 502, 507A
	NA-MAX	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 404A, 407C, 410A, 500, 502, 507A
NA-770A	○	○	○				○	○	12, 22, 502, 134a, 404A, 407A, 407C, 410A, 500, 507A, 32	
NA-770B	○	○	○				○	○	12, 22, 502, 134a, 404A, 407A, 407C, 410A, 500, 507A, 32	
日石三菱(株) (現新日本石油(株))	ACR5Jb	○		○			○		○	12, 134a
	ACR5	○		○			○		○*	12, 134a
	ACR-NMO201	○	○	○			○		○	12, 134a, 22, 502, 404, 407, 410, 507
	NOR-300S			○			○		○	134a
日本整備(株)	BREEZE134			○			○			134a
	NEW-TWIN-GAS	○		○			○			12, 134a
	ASTRABUS134			○			○			134a
	DiGiClima134			○			○			134a
	TURBO Clima	○		○			○			12, 134a
	FG-400	○		○			○		○	12, 134a
	OKC-134			○			○		○	134a
	OKC-134AD			○			○		○	134a
	OKC-134ADPT			○			○		○	134a
	OKC-1234AD				○		○		○	1234yf
OKC-1234ADPT				○		○		○	1234yf	
OKC-DUAL			○	○		○		○	134a, 1234yf	
OKC-DUALPT			○	○		○		○	134a, 1234yf	
ハマ冷機	EJ-R753A	○	○				○		○*	12, 22, 502
日立アプライアンス (株)	FWB-2137598			○				○	○	134a
(株)日立空調システム	SE-20RU	○	○				○		○	12, 22, 500, 502
	SE-21RU	○	○	○				○	○	12, 22, 500, 502, 134a
(株)日立製作所	SRP-02	○						○	○	11
	SPC-03	○						○	○	11
	YF-01S	○						○	○	11
(株)日立ビルシステム	W-1	○	○					○	○	11, 113, 123
	W-2	○	○					○	○	11, 113, 123
日立カーエレクトロニクス	HR-2000	○				○			○*	12
	HR-5000	○				○			○*	12
文化貿易工業(株)	CR500J	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 407, 410
	CR600J	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 407, 410
	RM-14000	○	○	○			○		○	12, 22, 134a, 407, 410
	AR-200J			○			○		○	134a
	AR-212TRJ	○					○		○	12
	AR-400J	○		○			○		○	12, 134a
	CR-700J	○	○	○				○	○	12, 22, 502, 134a, 410A, 407C, 404A, 507A
	RM300	○	○	○				○	○	12, 22, 500, 502, 134a, 404A, 407C, 410A, 507A, 32
RM320	○	○	○				○	○	12, 22, 500, 502, 134a, 404A, 407C, 410A, 507A, 32	
RM330	○	○	○	○			○	○	12, 22, 500, 502, 134a, 404A, 407C, 410A, 507A, 32, 1234yf, 1234ze	
(株)FUSO	G5Twin	○	○	○				○	○	12, 22, 502, 134a, 401b, 401c, 402a, 402b, 404A, 409a, 407a, 407B, 407C, 407d, 408a, 410A, 411a, 411b, 412a, R507
	G5Twin-musashi	○	○	○				○	○	12, 22, 502, 134a, 401b, 401c, 402a, 402b, 404A, 409a, 407a, 407B, 407C, 407d, 408a, 410A, 411a, 411b, 412a, R507
	G5Twin-musashi II	○	○	○	○			○	○	12, 22, 134a, 401c, 404A, 409a, 401b, 412a, 411a, 407d, 411b, 502, 402b, 407C, 408a, 407a, 402a, 507, 407B, 410A, 32, 1234yf
プロステップ(株)	PS134/AF-4000Z			○			○		○	134a

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
ホーザン(株)	HA-1000	○	○	○		○			○	12、134a、22、502、407、410
ボッシュ(株)	12134B	○		○			○		○	12、134a
旧社名:ボッシュオート モーティブサービスソ リューションズ(株)、エ スピーエックスサービ スソリューションズジャ パン(株)、ジャテック (株)	17100	○					○		○	12
	17350	○					○		○*	12
	17350C	○					○		○*	12
	17400	○					○		○*	12
	17500	○	○				○		○	12、22、500、502
	17500B	○	○				○		○*	12、22、500、502
	17505J	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	17620J	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	17650J	○	○	○			○		○*	12、22、134a、502
	17660B	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	17800B			○				○	○	134a
	25152	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	25152A	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	25152B	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	25200A	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	25200B	○	○	○			○		○*	12、22、134a、404、407、410、500、502
	25177	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	25177B	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502、404A、407C、410A、 507A、509A
	25202B	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410、500、502
	34400			○			○		○*	134a
	34700			○			○		○*	134a
	34700-2K			○			○		○	134a
	34700Z			○			○		○	134a
	34702Z			○			○		○	134a
	34800-2K	○		○			○		○	12、134a
	342000			○			○		○	134a
	AC375J			○			○		○	134a
	ACR5J	○		○			○		○*	12、134a
	AC690PRO			○			○		○	134a
	ACR-6012	○					○		○*	12
	ACR-6134			○			○		○*	134a
	ROB246A	○	○	○			○		○	12、22、134a、404A、407C、410A、500、502、 507A
	RG3000-J	○	○	○			○		○	12、22、500、502、134a、404A、407C、410A、 507A、32
	A/Ccellence2500			○			○		○	134a
	A/Ccellence3000			○			○		○	134a
	ACS751			○			○		○	134a
	ACS751R			○			○		○	134a
	ROB760A	○	○	○				○	○	12、22、500、502、134a、404A、407C、410A、 507A、32
松下電器産業(株)	CFR-1020R	○					○		○*	12
	CFR-2020S	○	○				○		○*	12、22
	CFR-1020S	○	○				○		○*	12、22
松下エアコンエンジニ アリング	HS-BF410A	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410、32
三笠サービス	R300-MH	○					○		○*	12
マツダ産業	MFR-920	○					○		○*	12
	MFR-930	○					○		○*	12
	MFR-925	○					○		○*	12
	MFR-240	○					○		○*	12,502
	MFR-940	○					○		○*	12
	MFR-410			○			○		○*	134a
	MFR-921	○					○		○*	12
	MFR-420	○		○			○		○	12、134a
マーレトレーディングジャ パン	ACX1150			○			○		○	134a
三菱重工業(株)	URR102	○		○			○		○*	12、134a
	URR103	○		○			○		○*	12、134a
	URR103A	○		○			○		○*	12、134a
	URR103B	○		○			○		○*	12、134a
	URR120	○		○				○	○*	12、134a
三菱重工冷熱機材 (株)三菱重工冷熱 (株)	MOR751	○	○	○				○	○*	12、22、134a、500、502 (404A、407C、507A)
次頁へ続く	MOR400	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502 (404A、407C、507A)
	MOR405J	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502、404A、407C、507A

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒				回収能力(g/min)			通産省検定 又は 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	HFO	100g 未満	100g以上 200g未満	200g 以上		
前頁からの続き三菱 重工冷熱機材(株)三 菱重工冷熱(株)	MOR405JH	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502、404A、407C、410A、507A
	MOR405JHX	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502、404A、407C、410A、507A
	RP5410	○	○	○			○		○	12、22、134a、502、404A、407C、410A、32
	MOR4000J	○	○	○			○		○*	12、22、134a、500、502
	MOR4000J II	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502、404A、407C、410A、507A
	MOR1150	○		○			○		○	13、23、503、508A
三菱電機 エンジニアリング(株)	FR-06A	○	○	○		○			○	12、22、134a、500、502
	FR-06B	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、410
	FR-07A	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410
	FRJ-07A	○	○	○			○		○	12、22、134a、404、407、410
	FR-20A	○	○	○				○	○*	12、22、134a、114、502
三菱電機 ビルテクノサービス (株)	MRK-06A	○	○	○		○			○*	12、22、134a、500、502
	MRK-20A	○	○	○				○	○*	12、22、134a、114、502
	MRK-50A	○	○					○	○*	12、22、502
(株)ヤマダコーポレー ション	RRS-20	○		○			○		○	12、134a
	RRS-201	○		○			○		○	12、134a
	RCS-20	○		○			○		○	12、134a
	PFR-10	○	○	○			○		○	12、22、134a、407、410
	RVC-22	○		○			○		○	12、134a
	RCS-20A	○		○			○		○	12、134a
	BRCS-20L	○		○			○		○	12、134a
	PFR-10A	○	○	○			○		○	12、22、134a、404A、407C、410A、502
	RSA-10	○		○			○		○	12、134a
	BAC-21VWA	○		○			○		○	12、134a
	RCS-20TP	○		○			○		○	12、134a
	RCS-20TP-P	○		○			○		○	12、134a
	RSA-10(881130)			○			○		○	134a
	RSA-710R			○			○		○	134a
	RSA-760R			○			○		○	134a
	RSA-760Ryf				○		○		○	1234yf
RSA-780R			○	○		○		○	134a、1234yf	
ユニクラ	セルコン8000	○					○		○*	12
	セルコン1000AB	○					○		○*	12
レックス工業(株)	RP-5410	○	○	○			○		○	12、22、134a、502、404A、407C、410A、32
(株)ロテックス	RP-5000	○	○	○			○		○	12、22、134a、500、502
	RP-5410	○	○	○			○		○	12、22、134a、502、404A、407C、410A、32
	RP-5210	○	○	○		○			○	12、22、134a、404A、407、410
	RP-5300	○	○	○			○		○	12、22、134a、410A、407C、404A
	RE060j-3001	○	○	○				○	○	12、22、134a
	RE077j-5001	○	○	○				○	○	12、22、134a
	RF550	○	○	○				○	○	12、22、134a、407、410、502
	RP5710/RA050J-1001	○	○	○				○	○	12、22、134a
渡商会	ガスバック12V1	○				○			○*	12